

			機能の活性化等が期待できる。		度適用のうちに対して、利用権設定を認めること ・利用権設定のうちについて相続が発生した場合、評価額を農業投資価格程度との評価額とすること
三重県土地改良事業団体連合会 (総務部次長 大林茂生)	近年、農家の後継者不足（他に新居をもつ）や後継者が居ても収益性等の関係から農業を継ぐ者がいない、また農地を手放したい農家が多くなったと聞く。（担い手もほとんどいない状況である。） こうしたことから、定年退職者等の余生を自然豊かな中山間地域で生活したいとの希望を持つ人に住宅及び農地取得5～10aを認める。	中山間地域農村集落	①農家との交流が図られ中山間地域の活性化にも繋がると考えられ、老人の健康管理にも良い。 ②住宅施設や農業を行うための農機具等の購買が促進される。 ③農地の荒廃化防止に繋がる。 ④自然環境保護についても、この人々の援助が望める。	農地法 農振法	医療施設
愛知県農業会議	「知的農業特区」（農業の価値を高め市場や社会での評価を上げる戦略） 愛知県東三河平坦である渥美半島地域は、これまでの資本集約的農業から研究・協創による知的集約農業への転身を図り、ゆとりとゆたかさを地域社会に提供できる交流、貢献型農業の構築を図る。	愛知県東三河農林水産事務所管内10市町村	①農地の利用率を10%向上させ、耕作放棄地1,000haの有効利用、これにより農業粗生産額100億円は増加する。 ②まず新規雇用者として1,000人、単純労働から多能工への職業訓練し、失業者の減少と彼らの経験や能力の活用を図る相乗作用により、雇用型大型経営を実現できる。 ③農業者大学の創設により効率的・安定的な農業経営の早期実現ができるだけでなく、地域社会に貢献する持続的・効果的な企業の農業経営の実現である。これにより法人化へ加速し、有限会社から株式会社へ発展すると雇用者の身分の安定と能力発揮は促進し信用は大幅に増大する。 ④雇用者の確保による家族労働時間の短縮（一人当たり年間1,000時間）研究・勉強時間、家族の健康維持、団らん時間の確保ができる。また後継者に夢と可能性を与えこの確保は更に容易になる。 ⑤産学官のプロジェクト活動により、それぞれの中堅職員の資質が向上したり業務が活性化し、大学・試験研究・指導機関のヨコの連携も増し、それぞれの組織の機能が大幅に向上する。 ⑥風力発電の利用による節電効果と環境改善効果。 ⑦過剰包装による大都市市場ゴミの減少と転配送などの輸送車による排ガス等の環境保全効果は甚大である。	農地法 雇用保険法 税制	①農業協同組合の選果場や集荷場との競合関係の解消、共存関係の構築 ②海外研修生受け入れ体制づくり（通訳、生活指導、宿泊施設、教育） ③マネジメントできる人材と財源の確保 ④消費者の教育、教育委員会との連携

			<p>また地産地消による地域経済の活性化効果も大きい。</p> <p>⑧失業者等にリターン・マッチの機会の提供と、その人達の能力を生かした宿泊施設の建設による林業・建設業の振興。</p> <p>⑨農村女性起業による主婦の創造性や行動力を高め、他産業の活性化と花嫁対策。</p> <p>⑩消費者や児童等を生産現場に参画させ、農業の実態と生産過程を理解させ、食料と農業の重要性を考えさせる。</p> <p>⑪農村の閉鎖性の解消による早期経営移譲の実現。</p>	
兵庫県	<p>【自然産業創造特区】 一人集い、花と緑あふれる 淡路島北部丘陵地域の創出— 「ひょうご農林水産ビジョン2010」を策定し、生産・加工・流通・消費・廃棄・再利用にいたる産業間の連携強化による安全・安心な農産物の生産拡大や暮らしの中に食と農を楽しむライフスタイルを採り入れた「アグリライフ」を推進しているところであるが、当地域をこうした取組を先導するモデル地域と位置づけ、規制改革や優遇制度の導入等を進め、「人集い、花と緑あふれる淡路島北部丘陵地域」を創出する。</p> <p>○民間活力の導入等による農業振興 ・食品企業等による農業参入促進 ・景観園芸関連企業の参入促進</p> <p>○民間活力の導入等によるアグリライフの推進 ・民間活力を導入した市民農園整備 ・教育、医療、福祉の場での農地活用 ・コテージや住宅付きの農園整備</p> <p>○地域農業の振興 ・新規参入者の受け入れ促進 ・風力発電やバイオマスなどクリーンエネルギーの導入促進</p> <p>・営農支援機能の充実</p>	<p>(要件) ・十分に活用されていない農地が多く存在し、農地の有効利用の方策が見いだせない地域 ・交通の利便性に恵まれ、都市住民との交流や企業等の参入が見込まれる地域</p> <p>○淡路島北部丘陵地域 (開発農地を中心とした地域) ○造成面積 約480ha (淡路町・北淡町・東浦町)</p>	<p>・わが国における新たなアグリビジネスモデルの検証 ・十分に活用されていない農地の有効活用 ・安全・安心な地域農産物の生産拡大 ・過疎化・高齢化が進む地域での定住の促進 ・ゆとりと安らぎを実感し、生きる力を育むアグリライフの普及</p>	<p>・企業等が農地を保有するための要件を緩和 ・多様な主体による市民農園整備を推進するための法整備 ・農地の教育・医療・福祉目的での利用を行うための要件の緩和 ・小規模農地の保有を認めるために農地保有の下限面積要件を緩和 ・コテージや住宅付き農園の整備を推進するため市町等が農地を保有する要件を緩和</p> <p>・企業等の農業参入を促すための法人税の軽減 ・市民農園の継続的利用を行うための相続税等の納税猶予 ・コテージや住宅付き農園整備に係る地方税の軽減措置に対する減収補填の実施</p> <p>・農業参入企業等の初期段階の負担を軽減するため農業制度資金を拡充 ・環境に配慮した生産活動の推進を図るため個人・企業等が利用できる補助事業を創設 ・多様な主体による市民農園整備を推進するための支援</p>

	<p>・NPO法人が新規就農予定者の実習・研修農場として農地の使用収益権が持てるようにする。</p> <p>【環境創造型農業推進特区】 (目的) 環境創造型農業の推進のため、NPO法人が自らモデル農場及び栽培技術研究農場等を設置するための「環境創造型農業推進特区」を設置する。 (内容) NPO法人による農地の使用収益権取得の推進 ・NPO法人が新規就農予定者の実習・研修農場としての農地の使用収益権が持てるようにする。</p>	町単位			
和歌山県	<p>Iターン特区(緑の経済特区) (趣旨・目的) 多様な農業経営や田舎型ベンチャーの起業機会を提供し、都市から地方への人口逆流動を誘発する。 (特別措置の内容) ・農地法関係法令の規制等適用除外 (最低経営面積制限等各種取得制限、農業生産法人要件、農地信託の禁止) ・公共関与の未利用家屋・土地の売買、定期借地等円滑な利用促進のためのしくみづくり ・中山間地におけるIT環境の整備支援</p>	旧市町村単位	<p>・小規模農地等取得制限の除外によるI・Jターン者等による農業への参入の促進と林業等他産業を組み合わせた複合的な所得機会の確保。 ・農業生産法人要件の規制を緩和することによる効率的な農業経営の導入と農業の法人化による地域雇用の確保。 ・中山間地におけるIT環境の整備支援による情報等地域間格差の解消と地域からの情報発信による田舎型のベンチャー企業の育成。</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律 ・都市計画法 ・農業経営基盤強化促進法 ・市民農園整備促進法 ・農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律</p>	
鳥取県鹿野町	<p>農地取得の自由化 個人で農地を取得できる面積要件を取り払って、都市等非農家が農村で就農できる措置を創設する(中山間地域・未整備田等の要件を記し、農地の公益的機能を重視)</p>	集落等中山間地域	定住促進	農地法	
島根県	<p>農業への企業参入を促進し、先進的経営体を育成するとともに、Uターンや農外からの新規参入者を積極的に受け入れることにより地域振興を図るため、農地保有合理化法人が所有する農地において必要な条件整備(規制緩和)を行う。 ①農外企業が現地法人を設立せず、企業自らが農地を取得し、農業経営(農地を活用した農業及び施設用地を活用した野菜工場、加工等)を行うため、「農地法」等関係法令の要件緩和を図る。 ②やる気のある新規参入希望者(Uターン等)の住宅用地・農業用施設用地を確保するため、農用地の転用に迅速な対応が可能となるよう、「農地法」等関係法令の要件緩和を図る。</p>	農地保有合理化法人が所有する農地	<p>①企業参入により農村部における新たな雇用創設が期待できる。 ②企業の経営体の増加により、農業生産の増大につながる。 ③定住人口の増加により、低迷する農村地域の活性化に寄与する。 ④企業進出により、農外経済への波及効果も期待できる。</p>	<p>①企業参入の促進関係「農地法」「農業経営基盤強化促進法」「農振法」「土地改良法」 ②新規参入者(Uターン等)の受け入れ関係 「農地法」「農振法」「土地改良法」</p>	<p>・特区と周辺地域(農業者)との関係(格差:不公平感の解消) ・進出企業の計画的な確保 ・参入企業が倒産等により撤退した場合の措置 ・特区の地域指定の考え方(規模等)</p>
四国経済連合会	<p>農業生産法人及び農地所有・利用に係る規制緩和を通じて、意欲と能力のある経営者、経営体の育成を促進するとともに、構造改革特区の規模を相当程度の広域圏に設定することにより、</p>				

	<p>・特区内において、消費に応じた生産を一定程度完結させ、食の安全と安心及び価格の安定を図る</p> <p>・一方で、こうした持続可能な農業経営を基礎として、地域特有の戦略参品の開発、強化を図ることなどが考えられる。</p> <p>いずれにしても、地域の活性化・自立に向けて、生産者と消費者が直結し、一体となった農業構造改革の取組を進めていくべきであると考えている。</p>			
香川県生協 コープかがわ	<p>「公的な食品加工センター」の設置</p> <p>一農家単位での少量からでも製造・加工処理が委託できるような少量生産可能な設備を備えた加工センターの設立を提案する。</p> <p>生産農家の余剰あるいは規格外農産物に少しだけ手を入れ出荷時期を調整したり、あるいは付加価値をつけた加工食品を製造・販売できるようなシステムとする。この食品加工センターはそのような商品を地元のスーパーが優先的に買い取るように斡旋を行う機能を持たせる。これは地産地消にもなり、村おこしにも役立つ。また、スーパーの見切り品、廃棄物もそのまま捨ててしまうのではなく、処理加工する場としての活用も期待できる。</p> <p>このような加工処理センターで農家が農産物を収穫するだけでなく、加工して販売までするという一貫したシステムにすることにより、生産者・加工者の顔が見え、かつトレーサビリティも可能な商品の開発ができる。このようなセンターには自治体が応援し、かつ加工処理の相談に応じ、適切なアドバイスを与えられる人材を配置しておくことが求められる。</p>	都道府県単位	農家の経済的自立の援助、農産物の価格維持、ビジネスチャンスとしての新規就農の支援など	
(社)九州・山口経済連合会 (農林水産委員会)	<p>[農業・食品クラスターの形成に関する意見]</p> <p>九州地域には、地域特性を活かし、全国にも高い生産額をもつ農業や水産業のほか、加工食品や清酒、焼酎など多様な特色ある食品産業等が集積している。このため、農業・食品分野において比較優位な企業、伝統ある農学系学部、研究機関等の集積・連携を促進するために、規制（農業生産法人への出資制限など）の緩和を進め、これらがもつ経営資源や技術開発力、資本力を農業経営に活かすことで、農業・食品クラスターの形成を図り、競争力を高めていくことが必要である。</p> <p>[地下水涵養特区設置に関する意見]</p> <p>地域の経済活性化と直接的な関係ではないが、「農」と「食」の根幹となる「水」なканずく地下水の涵養について、農地の果たす役割は非常に大きいことが最近の調査で判明している。特に地下水涵養効果の大きい田畑のある地域について、「地下水涵養特区」を設定し、減反や休耕など作付けしていない田、畑に湛水を奨励してはどうか。</p> <p>また、森林も地下水涵養に大きな役割を持ってお</p>	<p>どのような地方自治体単位で考えとしても、民間主導による迅速かつ効果的な事業を行うためには、県・市境など既定の行政枠を越えて柔軟に連携が出来るようにすることが必要である。</p>	<p>大学や公設試験研究機関等との連携による新しい品種の開発や、生産物と消費者団体、食品製造業者・流通かん部門との連携によるブランド形成等によって地域農業の競争力の強化、雇用の拡大につながっていくことを期待している。</p> <p>なお、将来的には、日本産の海外輸入につながるような競争力を持った農産物や食品の開発も考えられる。</p> <p>(その他効果)</p> <p>減反地や休耕田を借り上げ、児童、生徒の自然体験学習の場として農作業を実体験することにより、地下水涵養のための湛水の確保と同時に、教育的効果も期待される。また、将来の地下水が確保されることにより、「食」と「農」の維持向上とともに市民生活に豊かさをもたらす効果があるのではな</p>	<p>その実現にあたっては、規制改革だけではなく、税の優遇処置など企業の移転・集積を促進するようなインセンティブを与えることも重要ではないか。</p> <p>地下水涵養のための休耕農地への湛水について、「直接支払いの制度」の新設等検討してはどうか。</p>

	り、森林（林業）も特区の対象にしてはどうか。 その際、インセンティブ（直接支払い制度、固定資産税の軽減等）の導入が重要であり、その結果、地下水の需給バランス改善を図られるのではないか。		いか。		
沖縄県具志頭村	農林漁家民泊開業の為の許可の緩和（農泊・農家レストラン）	市町村単位	・副業的な経済効果 ・農産物の販売や地域の就業機会の確保、新たな産業の創出	旅館業法、食品衛生法	
A	「交流・定住農業活性化特区」 農地法、農振法等による規制を緩和し、都市住民との交流を促進するとともに、就農者の拡大等により地域経済の活性化を図る。 ①都市住民等（非農家）が、休日に心身ともにリフレッシュできるような環境を整備するための農地法、農振法の要件緩和 ・農地付き住居（別荘）の整備 ・一定面積（10a）未満の農地の賃貸借 ②農業法人等で就農する海外労働者に対する入国管理法の規制緩和（研修ビザ→労働ビザ） ③特区内における農業関連補助事業等の要件緩和	旧市町村単位以下	・都市住民との交流促進や耕作放棄地の有効活用による地域経済の活性化 ・農村の担い手増による地域農業生産の拡大	農地法、農業振興地域の整備に関する法律、出入国管理及び難民認定法	・都市住民が取得した農地については、農地として利用しなくなった時点で賃貸借を無効にする。 ・要件緩和の対象者は、市町村の認定が必要
B	「JAによる農地の流動化対策」 JAが農地の貸借を簡単に機動的に行うことができることとし、農地の流動化の促進を図る。また、JA自ら農地を借り入れ耕作できることとし、農地の荒廃を防ぐ	JA単位	生産現場のJAが農地の貸借を行うことにより、より農地の有効活用・農地の保全管理が図れる。	農地法・農業経営基盤強化促進法	
C	(1)最低経営面積基準の撤廃 農地取得後の最低経営面積が50a以上でないと取得は困難。このため次のような農地取得ができない状況にある。 ・退職後に農業をやってみたい人の小規模取得 ・家庭菜園、ベンチャー的な取り組み (2)農地転用許可の権限移譲 農林水産大臣承認許可を知事に移譲 【現行】 ・4条申請；農林水産大臣許可－4ha超（地域整備法を除く）の農地 ・5条申請；農林水産大臣許可－4ha超（地域整備法を除く）の農地	県下全域	新規参入者の増加、耕作放棄地の解消等	農地法	
D	「アグリビジネス・インキュベータ特区」 ・生産＋加工＋流通・販売を一貫して行う農複合企業体や、バイオテクノロジーや農業技術革新等の研究開発型企業、農業や食品産業関連のベンチャー企業、農のセラピー機能を活用した福祉企業などの新世紀のアグリ産業の育成フィールド（アグリビジネス・インキュベータ）立地として特区を設ける。	集落単位（事業計画に必要となるエリア・集落）	○潜在的農業ビジネスの発掘、これによる経済の活性化 ・高付加価値大規模バラ園 ・バイオ研究関連 ・農業部門での健康・セラピー産業 ○雇用の創出、地域の活性化 ・企業、研究機関、実験ほ場等での雇用の創出	・農地法 ・農地に係る相続税納税猶予制度 ・関連開発規制法 ・企業等に対する税制	中、長期的事業計画の策定と参画する企業や研究機関の選定

	<ul style="list-style-type: none"> ・特区内では、農地使用权をリース化する。農地所有者は、参加企業や団体の活動により発生した利益よりの配当を受ける。 ・農地および研究施設等の用地の確保を容易にするため、本特区内の農地法等の各種規制法の適用除外および農地に係る相続税納税猶予制度の適用を図る。 ・この土地利用計画をコントロールするため、参画する企業や研究機関、農地所有者、自治体、有識者等による「アグリビジネス特区カンファレンス（協議会）」を設立し、利用計画の策定から管理までを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動に伴う地域の活性化 ・資材需要の創出 		
E	<p>有機農業展開特区 「安全・安心・健康」な農産物の生産を効率的かつ継続的に展開するため、有機農業を実施しようとする者が参入しやすい特区</p> <p>○必要となる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学資材使用ができる法令上の位置づけ ・固定資産税の減免等税制上の特例措置 ・農地法3条における所有権移転の制限の撤廃 ・農業用施設用地として認められる要件に緩和 	<p>集落単位～旧市町村単位</p>	<p>有機農産物市場の拡大 国内農産物価格の上昇</p>	<p>農地法、農振法、持続的農業法、JAS法、肥料取締法、植物防疫法</p>	
F	<p>①農地取得規制の緩和（一般人の農地購入、農地売買無税） 今まで、農地を所有することのできない人についても農業を永続的に継続することを条件に無税で売買を認める。</p> <p>②都市計画法規制の緩和（農業用施設のための開発を可能とする） クラインガルデン型など、都市部の人々を呼び込むような宿泊施設を整備することも可能とし、農村居住者による営農指導や農村生活指導を通じ農村居住者の人材活用と収入確保、遊休地の有効利用、新規営農者の創出を図る。 UJIターンなど新規営農を希望する人材についても積極的に誘致し、農村地域の活性化を図る。</p>	<p>市町村内の農業農村の核となる区域と市町村が位置づける区域</p> <p>市町村長が認めれば良い。</p>	<p>①農村地域と都市住民との交流を活発し、地域の活性化を図る。</p> <p>②都市住民が農地を保有する事により農地の荒廃化を防止する。</p> <p>③都市住民への農業指導等、地域の雇用促進を図る。</p>	<p>・土地に関する規制（農業の開発、所有等）</p> <p>・税制（免税）</p>	
G	<p>経営の法人化で拓く構造改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の株式会社化等による多面的戦略の展開 	<p>市町村～複数市町村単位（農業協同組合単位）</p>	<p>持続的な地域農業経営の実現と雇用創出</p>	<p>農地法上の取扱い 農業協同組合法上の取扱い</p> <p>税制上の特例措置適用 都市計画法上の取扱い</p>	<p>自立経営志向農家、農業生産法人や新たに農業経営を開始しようとする個人等の経営を阻害しないようにするなどの調整が課題である。</p>
H	<p>相続税納税猶予制度の特例を受けている農地について、相続人が構成員に含まれる営農組織等に委託して集団的な農作業を実施する場合、納税猶予制度に抵触しないことを明確化することにより、優良農地の集積を図る。（借換特例とは、別制度として） また、その場合は、猶予期間満了後においても地域</p>	<p>道路、河川等を境にして、一定以上の規模を有する農地</p> <p>（例：10ha）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営農組織等で集団化することにより、農作業等のコスト削減、作物品質の均一化 ・大型機械導入への移行に伴う効率化と労働力の削減 ・農地集積による食料の確保 	<p>相続税納税猶予制度、農振法、農地法等</p>	

	<p>の農業振興を継続的に図ることを目的として、転用・開発等に一定の制限を設ける制度とする。</p>	<p>以上)</p>			
I	<p>・効率的な農業を営む経営体（認定農業者・農業生産法人等）が土地の借り手となる場合については、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定を市街化区域であっても認める。</p>	<p>市町村単位 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は、市町村ごとに作成するため</p>	<p>・温室栽培した花きや野菜を消費者に現地で販売して、消費者との会話の中から多様化する消費者ニーズを調査し、今後の消費者動向に機敏に反応することにより、他の生産者が栽培しはじめる前に生産体制を整え、高く売れる農産物を生産できるようにする。 ・農業経営の収支を圧迫している流通経費をかけずに、かつ通信販売やインターネット販売等の特別な仕掛けがなくても、都市部の農民に、高く農業生産物を売ることができる道を拓く。そして、農業者に不足がちな販売力（経営能力）をつけてもらう。</p>	<p>農業経営基盤強化促進法</p>	<p>市街化区域については、本来市街化を進めるべき土地であるため、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定が認められていない。しかし、過去における全国的な市街化区域の過剰設定により農地のスプロール化（農地と宅地の混在化）が進んでいるが、今後は少子化による宅地需要の減少により市街化区域における遊休農地の増加が予想される。 市街化区域は土地の細分化や日照等の生産条件が悪く、効率的な農業を営むには適していない土地も多いが、生産者が多様化する消費者ニーズに敏感であるためにも消費者と直接交流する場は必要である。しかし、通信販売やインターネット販売では思ったほど注文が無く、また消費者との対話も限られるため、消費者動向を把握する多様な場の設定が望まれる。 たとえば、市街地に残った農地や温室等を拠点に花きや園芸作物を近在の消費者に日時を限定して直接販売するとか、露地栽培のいちごを季節を限って区画（畝単位）で販売し近在の消費者が食べたいときに収穫するなどの方法が考えられる。（他方で、農家にとっては収穫・出荷の手間を省くことができる。）</p>
J	<p>効率的な農業を営む経営体（認定農業者・農業生産法人等）への農地の利用集積をさらに進めるため、認定農業者・農業生産法人等が農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定を受ける（土地の借り手となる）場合については、相続税の納税猶予を認めることとする。 ただし、当該農地については、共有地は納税猶予地から除外する。</p>	<p>市町村単位 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は、市町村ごとに作成するため。</p>	<p>・効率的な農業を営む経営体（認定農業者・農業生産法人等）への農地の利用集積が進み、土地利用型農業においても認定農業者・農業生産法人等となるものが増えて、農地の効率的利用を推進していく。 ・有機農業、減農薬・減化学肥料農業を行う場合に農作物の団地化や、生産コストの低下、生産物のロットの</p>	<p>農業経営基盤強化促進法 農地法 相続税法 租税特別措置法</p>	<p>・都市部・都市近郊部では農地の価格が高いため、農地を財産として保有するという意識が残っており、土地保有型農業を行う極めて小さな規模の農家や、相続によりわずかな農地を所有する非農家が多く、農地と離れた土地や市外在住者も増</p>

			<p>拡大を図ることが可能となり、有機農業、減農薬・減化学肥料等の手法により生産された、消費者に安心・安全な農作物を現在より安価で、安定的に供給する道を拓く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の行政手続きを経ない農地の賃借を減らし、農地法3条や利用権設定等の正規の制度を利用して、安心して農地を貸すことができるようにすることが、農地の流動化をより推進する。 ・農地の保全により多面的機能を維持できるため、ダムや治水等の費用が節約できる。 ・共用地を減らし、農地の処分ができる状態にして、農業へ株式会社等の新しい人材の参入を促進する。 		<p>え、自分で耕作できなければ、近親者や近所の知人に正規の行政手続きを経ないで農地の賃借を行い（近親者や知人なら農地は返還してもらえるから）、相続税猶予を受けている場合がある。</p> <p>これでは、農地の流動化は困難であるし、借り手も高齢化しつつあり、農地を貸したい人は多くても借りたい人は少なくなりつつあり、農地の保全、特に多面的機能を維持して、ダムや治水にかかる費用を節約する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加えて、遺産分割をせずに全ての相続農地を共有にする場合も増加し、今後、相続の代を重ねると農地の処分が困難となるため、相続税猶予を受けるのに「共有地は相続税の納税猶予地から除外する。」要件を追加し、共有地を増やさないようにするべきである。
K	<p>農村の過疎化や担い手不足への対応や、履歴のはっきりしている安全安心な食品生産のためには、1次生産である農産物生産から2次の加工・3次の販売までを一貫的に行う6次産業としての展開が極めて有効である。しかしながら、農地法の制約等から、株式会社等農外資本が農地を取得又は賃借し、農業経営に参加することが事実上困難である。このため、非農業者の参入を促進し、6次産業化システムの構築を支援する「農業6次産業化促進特区」の創設が必要である。</p> <p>○特区の具体的事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工・販売業者と農業経営の一体化（菓子生産+果樹園経営、大豆生産者+豆腐生産販売、ワサビ業者+ソバ） ・農地管理から地元農産物の加工販売まで一体的に行う地域振興3セク ・農作業+土木作業等、労力の補完や技能の活用が可能な業務展開 	市町村長が計画を認定した範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・山村地域における雇用の確保と定住促進 ・農外資本の余剰労働力（土木業者等）における公共事業減少）と農村の人手不足のマッチング ・創造力豊かな食品生産（プロダクトデザイン、マーケティング面） 	<p>○株式会社等による農地の自由な取得</p> <p>農地を取得できる法人は、農業生産法人に制約されている（農地法第三条第2項）。特区においては、販売業者等（株式会社）が自由に土地を所有し農業に参画するため、この適用除外が必要である。</p> <p>○必要となる加工・販売施設設置促進</p> <p>設置者が農業者以外の場合や、自己の生産物の販売・加工が過半を満たさない施設は、農用地区域内に設置できない（農振法施行規則第一条）。特区においては、これを緩和し、株式会社等による施設設置を促進する必要がある。</p> <p>○株式会社・個人事業主への</p>	

				<p>助成制度</p> <p>株式会社の参入を支援するためには、3戸以上の組織であること等、既存の助成対象要件を拡大する必要がある。</p> <p>○事業開始初期の法人税・所得税・不動産取得税の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通法人、協同組合等に係る法人税(22.0%~30%) ・個人事業主に係る所得税(10.0%~37.0%) ・不動産取得税(県税4%) ・法人事業税(県税5.0%~9.6%) ・固定資産税(市町村税1.4%) <p>→(上記五点について)事業開始後数年間の軽減</p>
L	野菜価格の低迷により、野菜生産農家の経営は極めて深刻な状況にある(特に大規模農家)ことから、現在の価格安定事業の保障基準額の見直しや平均販売価格は特区のみの価格とし、生産費を賄える事業にする必要がある。	郡単位	生産費を賄える事により、安定した経営に取り組む事ができる。	野菜出荷安定法
M	農企業創生特区 土地所有規制の弾力化	全国単位(農地法の規制緩和は全体でやるべきという主旨)	<p>現在、農地は基本的に農家以外は売買、作業の受委託等を行うことが出来ず、更には新規に農地を所有する場合は農家として0.5ha以上の面積を所有することが条件となるなど、農地を守るためにその権利移動に関して、非常に強い規制が設けられており、結果として新規の兼業農家希望者や一時的な農業体験希望者、潜在的な家庭菜園希望者等は排除されることとなり、近年の農業後継者不足、近年の価格低迷による事業拡大への意欲低下等とあいまって、農地流動化の低迷、耕作放棄地の増加といった問題が深刻化しているものと思われる。</p> <p>そこで、これら規制を一部緩和して、個人対個人による市民農園的なイメージによる貸し出しや新規就農者への面積緩和等により、これまでの施策の中心であった担い手育成だけでなく、小面積での高品質作物の生産者や兼業農家の増加、並びに趣味として農業を行う人々の増加が図られ、もって、遊休農地の解消や農業に対するイメージの</p>	農地法

			向上、といった効果が期待できると予測される。特に、より多くの人々が「土」に親しめる体制を推進することにより「食」と「農」に対する関心も高まることとなる。		
N	個人の大型経営化よりも法人組織等による集落農業経営を行う。	集落単位（隣接市町村の合併集落も含む）	物流の拠点	農業生産法人要件の緩和	集落的形成によるもので、1市町村以外にまたがっても良いものとするため、市町村間の取り決めが必要。
O	<p>○要旨</p> <p>A及び周辺市町村は、土地など生産条件が整い自給バランスが良く、農業に依存する地域であり、正しく「食」と「農」の一体的な発展地域である。</p> <p>○担い手育成確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他産業退職者活用による生産組織や農作業受託組織の育成（オペレーター等としての活用） ・農地を持っている他産業従事者の55歳退職促進による担い手の確保育成 ・新規参入者 <p>○広域的連携（提携）による産地力強化と新たな産地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穀類、野菜、畜産、水産物など食料自給体制が整っており、地産地消を推進し、日本食を主とした食生活改善の推進 ・豊富な食材を有していることから、消費地への安定的食料の供給体制づくり 	<p>全国有数の農畜水産物生産地域であり、バランスのとれた食料供給力を有していることから、郡の規模で設定したらどうかと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管内連携（提携）により、地産地消を含め食料の安定供給体制づくりが可能となり、安定した所得の確保で農家経済の潤いが期待でき、就農の促進や地域経済への波及効果が期待できる。 ・退職者（高齢者）の就農促進による生涯を現役で暮らせる地域づくりが可能となることから、社会保険に頼らない、健康で明るい地域に結びつき、国庫負担等の軽減が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減反政策の緩和（適地適作）、若しくは撤廃 ・新規参入者確保を推進するため、農地法の適用除外（あつせん基準の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の断固たる食料政策（生産者は消費者の考えを知らない、消費者は生産者の考えを知らない） ・関係機関・団体（農協、漁協、酪農協等）の意識統一 ・地産地消は何も市町村の問題だけではない。日本という国で取れる食料の消費をもっと大きな視野でとらえ、食料を国民全体としての大きな問題として議論し、意識統一を図ることが重要である。（農業生産を継続していくため、ある程度の国民負担は欠かせないものと考ええる。） ・他地域や県外との連携（提携）づくり